改正フロン排出抑制法に関する 説明会

【建物解体業者及び廃棄物・リサイクル業者向け】

令和元年

環 境 省 経済産業省

〈目次〉

【本編】フロンを取り巻く動向と改正フロン排出抑制法の概要
(建物解体業者及び廃棄物・リサイクル業者向け)
【参考資料1】フロン排出抑制法リーフレット(建設・解体業者の皆様へ)22
【参考資料2】フロン排出抑制法リーフレット(廃棄物・リサイクル業者の皆様へ) 23
【参考資料3】フロン排出抑制法リーフレット(機器管理者の皆様へ)25
【参考資料4】JRECO 情報処理センター・RaMS(冷媒管理システム)について2

フロンを取り巻く動向と 改正フロン排出抑制法の概要

(建物解体業者及び廃棄物・リサイクル業者向け説明会)

令和元年11月 環境省 経済産業省

フロン排出抑制法ポータルサイト http://www.env.go.jp/earth/furon/

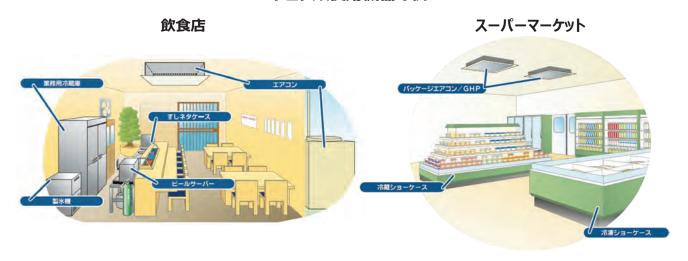
1. フロンを取り巻く動向

- 2. 日本におけるフロン対策
- 3. フロン排出抑制法の全体像
- 4. 改正法を踏まえた建設・解体業者の責務
- 5. 改正法を踏まえた廃棄物・リサイクル業者の責務
- 6. 改正のポイント

フロン類とは

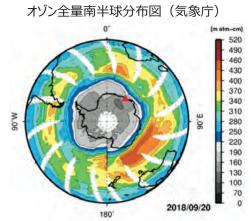
- ○フロン類とは、フッ素と炭素などの化合物で、<u>CFC(クロロフルオロカーボン)、HCFC</u>
 <u>(ハイドロクロロフルオロカーボン)、HFC(ハイドロフルオロカーボン)の総称</u>です。
 オゾン層を破壊するCFC、HCFCを「特定フロン」、オゾン層を破壊しないHFCを
 「代替フロン」といいます。
- ○不燃性、化学的に安定、人体に毒性が小さいなどの特徴を有するものが多く、 **エアコンや冷蔵庫などの冷媒**をはじめ、**断熱材等の発泡剤**など、**様々な用途に活用** されてきました。

フロン類使用機器の例



フロン類の環境影響

- ○特定フロンは、有害な紫外線を吸収し地球上の生物を守っているオゾン層を破壊します。
- ○世界のオゾン全量は1980年代を中心に減少し、**南極のオゾンホール**の面積は、 1980年代から1990年代半ばにかけて急激に拡大しました。
- ○その後、国際的な特定フロンの削減が進んだ結果、1990年代後半以降、南極の オゾンホールの長期的な拡大傾向はみられなくなりました。一方で、**1980年代の規模 に戻るのは2060年代頃と予測**※されており、引き続き対策が必要です。



中央の灰色の部分がオゾンホール(放射状の白い領域は衛星データの欠測領域)。



※(出所)世界気象機関(WMO)/国連環境計画(UNEP)オゾン層破壊の科学アセスメント:2018

フロン類の環境影響

- ○代替フロンは、オゾン層を破壊しないものの、**二酸化炭素の数十倍から10,000倍以上 の大きな温室効果**をもちます。
- ○日本の温室効果ガス排出量全体は、再エネの導入拡大等により、2014年度以降は減少しています。一方で、特定フロンからの転換が進んだことに伴い、**代替フロンの** 排出量は大きく増加し続けている状況です。
- ○地球温暖化対策上も、代替フロンを含むフロン類の排出抑制が喫緊の課題となっています。

フロン類の温室効果(CO2との比較)

代替フロン等4ガス(京都議定書対象)の排出量推移

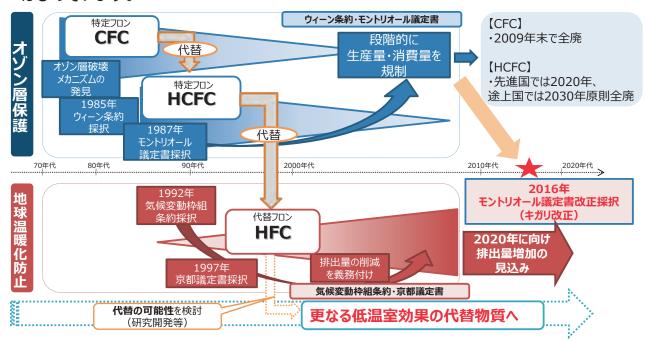




出典: (実績) 温室効果ガス排出量インベントリ報告書、(推計値) 経済産業省推計

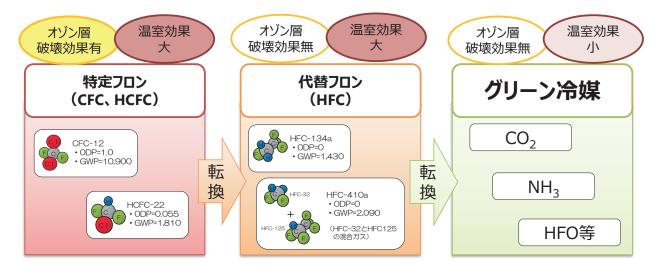
国際的なフロン対策 モントリオール議定書

- 国際的な取組として、モントリオール議定書により特定フロンを抑制、オゾン層を保護 してきました。
- **2016年には、地球温暖化の防止に貢献するキガリ改正が採択**。2019年1月から 規制開始となっており、日本国内でもグリーン冷媒の開発・導入等の対策がとられ はじめています。



フロン類対策の方向性

- これまで、オゾン層を破壊する「特定フロン」からオゾン層を破壊しない「代替フロン」への 転換が進められてきました。
- 今後、高い温室効果を持つ「代替フロン」から、<u>温室効果の小さい「グリーン冷媒」</u> への転換が必要です。
- また、現在利用している機器からの排出の抑制も重要となります。



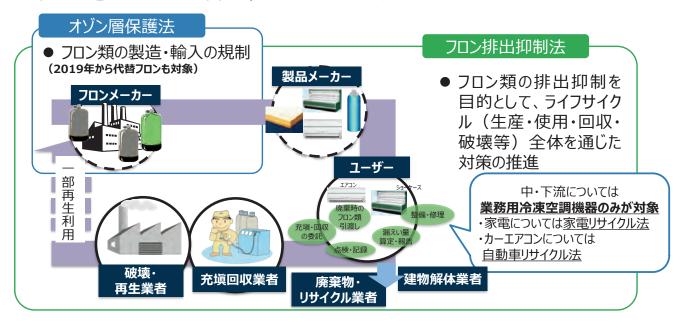
※ODP: オゾン層破壊係数(CFC-11を1とした場合のオゾン層に与える破壊効果の強さを表す値)

GWP:地球温暖化係数(CO2を1とした場合の温暖化影響の強さを表す値)

- 1. フロンを取り巻く動向
- 2. 日本におけるフロン対策
- 3. フロン排出抑制法の全体像
- 4. 改正法を踏まえた建設・解体業者の責務
- 5. 改正法を踏まえた廃棄物・リサイクル業者の責務
- 6. 改正のポイント

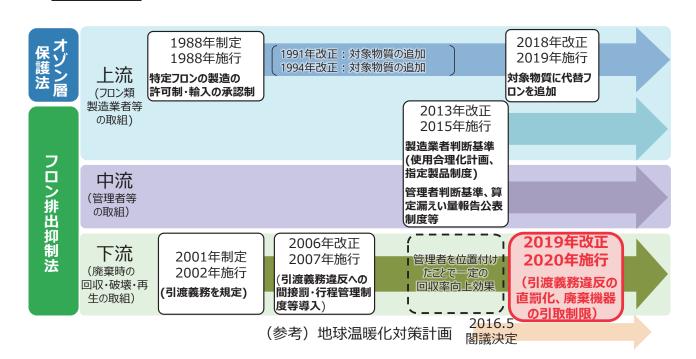
日本におけるフロン対策の全体像

- **オゾン層保護法**: モントリオール議定書に基づくフロン類の生産量・消費量の削減の ため、**フロン類の製造及び輸入の規制措置**を講ずる法律
- <u>フロン排出抑制法</u>: フロン類の排出抑制を目的として、業務用冷凍空調機器からの廃棄時のフロン類の引渡義務など、**フロン類のライフサイクル全般にわたる排出抑制** 対策を規定する法律
- ○他、家電リサイクル法、自動車リサイクル法でも規定されています。



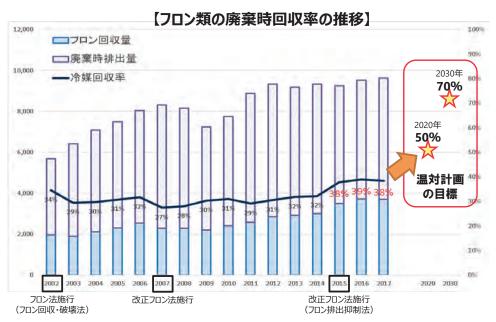
フロン類対策に関する法制度のあゆみ

- オゾン層保護法は、**モントリオール議定書の改正に対応して昨年改正し、代替フロン が規制対象に追加**されています。
- フロン排出抑制法は、制定時(旧フロン回収・破壊法)から廃棄時の対策に取り組み、**2013年改正により、ライフサイクル全体を通した排出抑制を目的とした制度に強化**されています。



2019年改正の背景 機器廃棄時のフロン回収率低迷

- 2001年のフロン回収・破壊法制定に伴い、機器廃棄時のフロン回収が制度化されました。しかし、機器廃棄時のフロン回収率は10年以上3割程度に低迷し、直近で も4割弱に止まっている状況です。
- 地球温暖化対策計画(2016年5月閣議決定)の目標の実現に向け、対策強化が不可欠であると考えられます。



※我が国は、回収量を正確に把握し、廃棄時回収率を算出公表する世界的に見て高度なシステムを有しています。

2019年改正の背景 機器廃棄時のフロン回収率低迷の要因

- フロン未回収の要因を分析し課題を抽出するため、2018年に経産省・環境省が 共同で、調査・ヒアリングを実施しました。
- この結果、 フロン未回収分(6割強)のうち半分強(3割強)は、機器廃棄時 にフロン回収作業が行われなかったことに起因しており、特に建物解体に伴う機器 廃棄においてフロン回収作業が行われなかった場合が多いことがわかりました。
- また、廃棄物・リサイクル業者が廃棄された機器を引き取る際に、フロン回収作業がされているかどうかを確認する仕組みがなく、フロンが放出されてしまっている場合があることもわかりました。

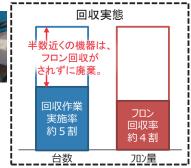


2020年度に廃棄時回収率50%を達成するには、

- 回収作業が行われるようにする対策が必要
- 特に、建物解体時の廃棄への対策が必要
- 廃棄機器を引き取る際にフロン回収を確認する 仕組みが必要



建物解体時に回収 作業が行われず、放 置されている業務用エ アコン



※自動販売機、ウォーターサーバー、ビールサーバーといった特殊な流通をする機器を除外して評価したもの。

※なお、特にビル用マルチエアコンでは、フロン回収が行われた場合でも、回収残があることが 判明しています。要因としてフロン回収作業不足や技術的制約等が挙げられますが、今後さ らなる調査・分析を実施予定です。

2019年フロン排出抑制法改正等の概要

- 機器廃棄時のフロン回収率向上のため、**関係者が相互に確認・連携し、ユーザーに** よる機器の廃棄時のフロン類の回収が確実に行われる仕組みへ。
- 2020年4月1日より施行されます



【機器廃棄の際の取組】

- ▶ 都道府県の指導監督の実効性向上
 - **ユーザーがフロン回収を行わない違反に対する直接罰の導入** (現行:間接罰(指導→勧告→命令→罰則の4段階) ⇒直接罰(1段階)へ)
- ▶ 廃棄物・リサイクル業者等へのフロン回収済み証明(引取証明書の 写し)の交付を義務付け

(充塡回収業者である廃棄物・リサイクル業者等にフロン回収を依頼する場合などは除く。)

【建物解体時の機器廃棄の際の取組】

- ▶ 都道府県による指導監督の実効性向上
 - 建設リサイクル法解体届等の必要な資料要求規定を位置付け
 - 解体現場等への立入検査等の対象範囲拡大
 - 解体業者等による機器の有無の確認記録の保存を義務付け等

【機器が引き取られる際の取組】

廃棄物・リサイクル業者等が機器の引取り時にフロン回収済み証明 (引取証明書の写し)を確認し、確認できない機器の引取りを禁止 (廃棄物・リサイクル業者等が充塡回収業者としてフロン回収を行う場合などは除く。)

その他

●継続的な普及・啓発活動の推進のため、都道府県における関係者による協議会規定の導入 等

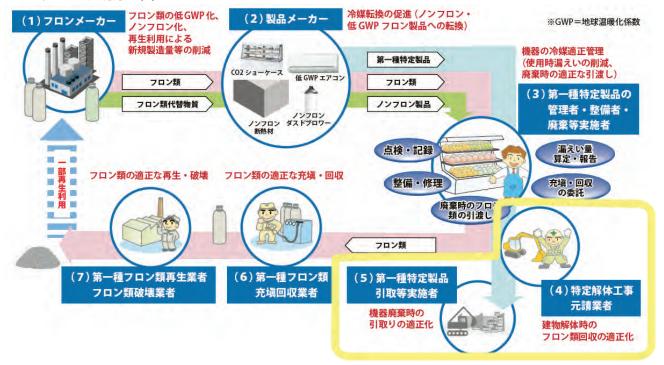
- 1. フロンを取り巻く動向
- 2. 日本におけるフロン対策

3. フロン排出抑制法の全体像

- 4. 改正法を踏まえた建設・解体業者の責務
- 5. 改正法を踏まえた廃棄物・リサイクル業者の責務
- 6. 改正のポイント

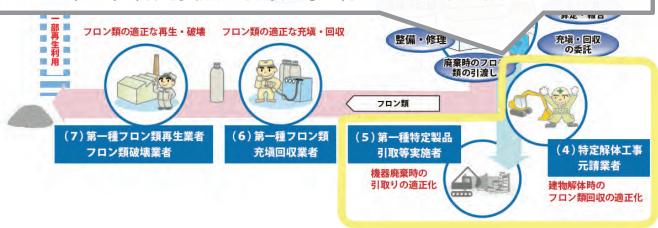
フロン排出抑制法

- フロン排出抑制法は、**ライフサイクル全体を通した排出抑制を目的としています。**
- 2019年改正により、特定解体工事元請業者、第一種特定製品引取等実施者にも 新たな責務が課せられました。



制度の対象=「特定解体工事元請業者」、「第一種特定製品引取等実施者」とは

- 「特定解体工事元請業者」とは、建物等の解体工事を、 発注しようとする第一種特定製品の管理者(発注者)から 直接解体工事を請け負う建設・解体業者を指します。
- ●「第一種特定製品引取等実施者」とは、 第一種特定製品の廃棄等に際して、 その第一種特定製品の引取り等を行おうとする者を指します。



制度の対象 = 「第一種特定製品」とは

○「第一種特定製品」とは、**業務用の空調機器**(エアコンディショナー)及び**冷凍冷蔵機器**であって、**冷媒としてフロン類が使われているもの**をいいます。(第二種特定製品を除く。)フロン類を回収後も第一種特定製品として取り扱う必要があります。

○「業務用」とは、**製造メーカーが業務用として製造・輸入している機器**です。使用目的が業務用であっても、製造メーカーが家庭用として販売している場合がありますので、 事前に製造メーカーにお問い合わせ下さい。 機器に貼ってある



※以下の製品は第一種特定製品には含まれません。

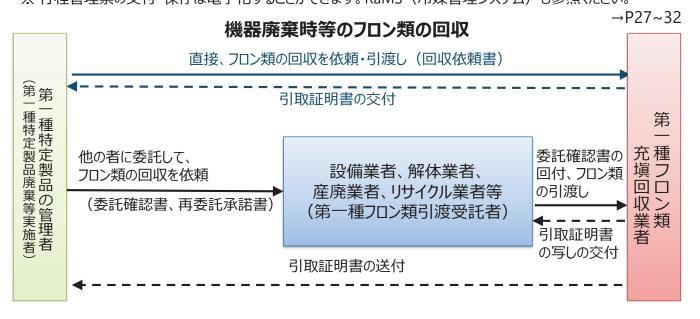






機器廃棄時等のフロン類の回収(行程管理制度)

- ○機器廃棄時のフロン類の流れは、「行程管理制度」により書面で管理されています。
- ○機器の廃棄等を行う管理者(第一種特定製品廃棄等実施者)は、機器を廃棄する際、フロン類を充塡回収業者に引き渡すか、設備業者や解体業者等にフロン類の引渡しを委託するよう定められており、行程管理票(回収依頼書、委託確認書、再委託承諾書)の交付とその写しの保存(3年)、充塡回収業者から交付される引取証明書の保存(3年)を引渡し方法に応じて行う必要があります。
- ※ 行程管理票の交付・保存は電子化することができます。RaMS(冷媒管理システム)も参照ください。



- 1. フロンを取り巻く動向
- 2. 日本におけるフロン対策
- 3. フロン排出抑制法の全体像
- 4. 改正法を踏まえた建設・解体業者の責務
- 5. 改正法を踏まえた廃棄物・リサイクル業者の責務
- 6. 改正のポイント

建設・解体業者の責務

特定解体工事元請業者には、以下の対応が求められます。

●建設・解体業者は、解体する建物において

改正点

業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器の有無を事前確認し、

その結果を書面で発注者に説明してください。

- その書面の写しを3年間保存。
- ②フロン類の回収を充塡回収業者に依頼してください (工事の発注者から充塡回収業者へのフロン類引渡しを受託した(委託確認書の交付を受けた)場合)
- ❸フロン類が回収されていることを確認し、廃棄物・リサイクル業者に 機器を引渡してください。
 - ※引取証明書等によりフロン回収済みであると確認できない場合、その機器の引き取りは拒否されます!

(参考)「管理者」とは

- ○業務用の空調機器及び冷凍冷蔵機器の所有者等は、第一種特定製品の管理者 や廃棄等実施者として、フロン排出抑制法の対象となります。
- 〇HFOやCO2など、フロン類以外を冷媒として使用している機器については、フロン排出抑制法の対象外となります。

く管理者とは>

- ○原則として、当該製品の所有者が管理者となります。
- ○ただし、例外として、<u>契約書等の書面において、保守・修繕の責務を所有者以外が負うこととさ</u>れているリース契約等の場合は、その者が管理者となります。
 - ※保守点検、メンテナンス等の管理業務を委託している場合は、当該委託を行うことが保守・修繕の責務 の遂行であるため、委託先のメンテナンス業者でなく、委託元である所有者等が管理者に当たります。
 - ※所有者と使用者のどちらが管理者に当たるか不明確な場合は、まず、現在の契約を所有者と使用者の間で相互に確認し、管理者がどちらに該当するのかを明確にすることが必要となります。

当該製品の所有者が管理者でない場合(例) 「保守修繕の責務は使用者にある」とする契約等 管理の委託 リース会社 使用者 管理者 管理者 を記を行うことは、保守・修繕の責務の遂行

建物を解体する際の流れ

- 実際には、解体する建物に**第一種特定製品(業務用のエアコン・** 冷凍冷蔵機器)があるかどうかで流れが変わってきます。
- まず、建物を解体する際には**第一種特定製品が設置されていない** ことが明らかである場合を除き、必ず第一種特定製品があるかを 事前に確認します※。
 - ⇒確認した結果は、**書面で発注者に説明**する必要があります。 書面は工事発注者(原本)と工事元請業者(写し)が それぞれ**3年間保存**する必要があります。



事前確認書 (例)

記入事項(例)

- ・特定解体工事の名称
- ・特定解体工事の場所
- ・第一種特定製品の設置の有無
 - -ありの場合、種別(空調/冷凍冷蔵)の台数
- -なしの場合、その理由

※ これまでは、解体する建物に設置されている第一種特定製品のフロン類が 回収済みの場合、「設置されていないことが明らか」として事前確認は不要とさ れていました。2020年4月以降は、フロン類回収済みの場合であっても、事前 確認を行う必要があります。

建物を解体する際の流れ

○その後の流れは、事前確認の結果により異なります。

改正点

・機器があり、2 フロン類が回収済みだった場合 フロン類がまだ回収されていない場合

⇒次頁以降で説明

- ・機器がなかった場合
 - 一解体する建物に第一種特定製品がなかった場合でも、 「機器がなかった」という結果を事前確認書面に記入し、 発注者に対して書面で説明する必要があります。
 - また、説明した事前解体書面の写しは 3年間保存する必要があります。

●第一種特定製品があり、フロン類が回収済みの場合

改正点

- ○工事元請業者が、フロン類を回収済みの 第一種特定製品の処分を委託する場合、 工事発注者からフロン類が回収済みであることを示す 「引取証明書」の写しをもらってください。
- ○廃棄物・リサイクル業者に引取証明書の 写しを添えて機器を引き渡します。
- ※引取証明書の写しがないと、その機器の フロン類が回収済みであることを 証明できないため、引取りを拒否されます!



引取証明書 (例) (出所)日本冷媒·環境保全機構

②第一種特定製品があり、フロン類が未回収の場合
 では、
 では、<br/

○ 発注者から、フロン類が未回収の機器の処分を依頼された場合、 以下の2種類の方法があります。

A) 自分でフロン類の回収を委託

- ▶ 工事の発注者から委託確認書をもらい、フロン類の回収を充塡回収業者に依頼してください。
- 充塡回収業者から引取証明書の写しをもらい、3年間保存します。 廃棄物・リサイクル業者に廃棄する機器を引き渡すときには、 引取証明書の写しを渡します。

B) 発注者にフロン類の回収の委託を依頼

- ▶ 工事の発注者に対し、発注者自ら(もしくは第三者に委託して) フロン類の回収を充塡回収業者に依頼するよう伝えてください。
- ▶ その後は①と同様、工事発注者から引取証明書の写しをもらい、 廃棄物・リサイクル業者に機器とともに渡します。

A)B)いずれの場合でも、引取証明書の写しがないと、 廃棄する機器の引取りを拒否されます!

罰則規定(建物解体業者)

改正点

- ○責務を果たさずフロン類をみだりに放出した場合、 1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられます。
- ○また、**特定解体工事元請業者は、都道府県の指導監督** (報告徴収·立入検査等)の対象となりました。

- 1. フロンを取り巻く動向
- 2. 日本におけるフロン対策
- 3. フロン排出抑制法の全体像
- 4. 改正法を踏まえた建設・解体業者の責務
- 5. 改正法を踏まえた廃棄物・リサイクル業者の責務
- 6. 改正のポイント

廃棄物・リサイクル業者の責務

改正点

- ○今年度の法改正により、廃棄物・リサイクル業者は、 フロン類の回収等が確認できない第一種特定製品の 引取り等は禁止されました。
 - ※違反して引取り等を行った場合は直罰の対象となります。
- ○具体的には、主に以下の場合で引取が可能です。
 - 引取証明書の写しを受け取った場合
 - **②** 自らフロン類を回収する場合
 - ❸ 充塡回収業者へのフロン類の引渡しを 委託された場合
 - ◆ フロン類が充塡されていないことを示す 確認証明書の写しを受け取った場合

(参考) 制度の対象 = 「第一種特定製品引取等実施者」とは

- ○フロン排出抑制法の対象となる第一種特定製品引取等実施者とは、 **廃棄等された第一種特定製品の引取り等を行おうとする者**を指します。 ※「引取り等」には、金属資源等としての無償・有償での引取りを含みますが、中古品としての引取りは含みません。
- ○第一種特定製品について、**商習慣上の下取りを行う場合も、第一種** 特定製品引取等実施者となります。
 - ※「商習慣上の下取り」とは、新しい製品を販売する際に商慣習として同種の製品で使用済みのものを無償で引取り、収集運搬する下取り行為を指します。

フロン類の回収等を確認するための書類の交付時期

- 第一種特定製品引取等実施者は、<u>引取証明書の写しの交付等を受けて</u> からでないと機器を引取ることができません。
- このため、第一種特定製品を廃棄しようとするもの(廃棄等実施者)は、廃棄物・ リサイクル業者に機器を引き渡す際には、引取証明書の写し等を交付する必要があ ります。
- 交付の手段は、自ら直接書面を交付すること、他人を通じて交付すること、 ファクシミリ又は電子メール等により交付すること等いずれの方式でも可能ですが、 最終的に機器が廃棄物・リサイクル業者のもとに届いた際に、上記書類が交付 されている必要があります。

第一種特定製品の引取りが可能ケース(1/2)

1

引取証明書の写しを 受け取った場合

充塡回収業者が交付する「引取証明書」 の写しが機器に添えられており、フロン類 が回収済みであることを確認できる場合 は引取り可能です。

引取証明書の写しは、3年間保存する 必要があります。

※更に別の産業廃棄物処理業者に機器の引取りを依頼する場合、引取証明書の写しを交付して引き渡します。

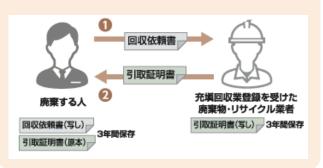


2

自らフロン類を回収する場合

充塡回収業者登録を行っている場合、 自らフロン類の回収の依頼を受けること も可能です。このとき、管理者が交付す る、フロン類の「回収依頼書」が機器に 添えられている必要があります。

※このとき、フロン類回収後に管理者(廃棄等 実施者)に対して「引取証明書」の原本を交付 するとともに、**引取証明書の写しを3年間保存** してください。



第一種特定製品の引取りが可能ケース(2/2)

3

充塡回収業者へのフロン類の 引渡しを委託された場合

●②以外の場合であっても、管理者 (廃棄等実施者)から、フロン類の 充塡回収業者への引渡しを依頼され、 「委託確認書」の交付を受けた場合は 引取り可能です。

この場合、フロン類の回収を委託した充塡回 収業者から「引取証明書」の写しの交付を受けます。



4

フロン類が充塡されていない ことを示す確認証明書の写し を受け取った場合

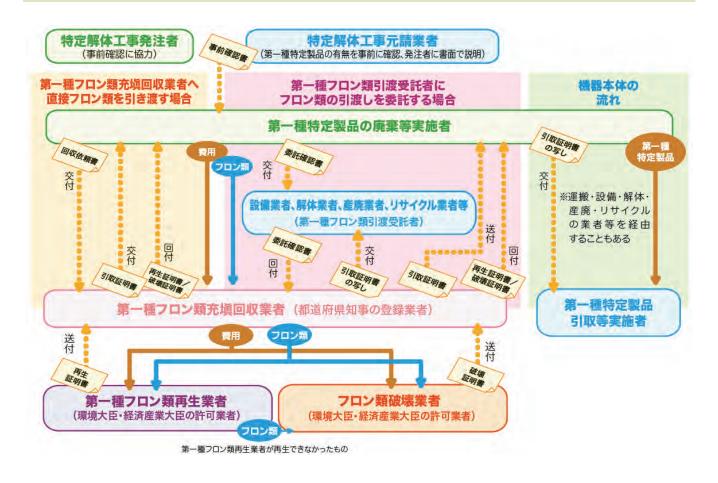
充塡回収業者が交付する、フロン類がその機器に充塡されていないことを確認する「確認証明書」の写しが機器に添えられており、フロン類が充塡されていないことを確認できる場合は引取り可能です。

※ 上記以外では、都道府県知事が やむを得ない場合として認め、 都道府県知事が認める者から 第一種特定製品の引取りの依頼を 受けた場合も引取り可能です。

罰則規定 (廃棄物・リサイクル業者)

- ○フロン類の回収が確認できない機器を引き取った場合、 **50万円以下の罰金**が科せられます。
- ○また、第一種特定製品を取扱う廃棄物・リサイクル業者は、都道府県の指導監督(報告徴収・立入検査等) の対象となります。

(参考) 廃棄時等のフロン類の流れ



- 1. フロンを取り巻く動向
- 2. 日本におけるフロン対策
- 3. フロン排出抑制法の全体像
- 4. 改正法を踏まえた建設・解体業者の責務
- 5. 改正法を踏まえた廃棄物・リサイクル業者の責務
- 6. 改正のポイント

2019年フロン排出抑制法改正の概要

- 機器廃棄時のフロン回収率向上のため、**関係者が相互に確認・連携し、ユーザーに** よる機器の廃棄時のフロン類の回収が確実に行われる仕組みへ。
- 2020年4月1日より施行



【機器廃棄の際の取組】

- > 都道府県の指導監督の実効性向上
 - ユーザーがフロン回収を行わない違反に対する直接罰の導入

(現行:間接罰(指導→勧告→命令→罰則の4段階)⇒直接罰(1段階)へ)

▶ 廃棄物・リサイクル業者等へのフロン回収済み証明(引取証明書の写し)の交付を義務付け

(充塡回収業者である廃棄物・リサイクル業者等にフロン回収を依頼する場合などは除く。)

【建物解体時の機器廃棄の際の取組】

- > 都道府県による指導監督の実効性向上
 - -建設リサイクル法解体届等の必要な資料要求規定を位置付け
 - -解体現場等への立入検査等の対象範囲拡大
 - -**解体業者等による機器の有無の確認記録の保存**を義務付け等

【機器が引き取られる際の取組】

▶ 廃棄物・リサイクル業者等が機器の引取り時にフロン回収 済み証明(引取証明書の写し)を確認し、確認できない機器の引取りを禁止

(廃棄物・リサイクル業者等が充塡回収業者としてフロン回収を行う場合などは除く。)

本日のおさらい①

○ 2020年4月以降の法制度として正しいでしょうか。

解体工事に伴って排出された第一種特定製品に、明らかにフロン類が入っていなかったため、 廃棄物処理業者にはそのことを口頭で伝え、 そのまま機器だけを引き取ってもらった。



本日のおさらい2

Q. 2020年4月以降の法制度として正しいでしょうか。

第一種特定製品の管理者から、 「機器を廃棄したい。フロン類は回収済みだが 引取証明書の写しは後で渡すので、 先に機器を引き取ってもらいたい」 と依頼があった。 処理するまでに引取証明書の写しを渡すと説明

処理するまでに引取証明書の写しを渡すと説明 されたため先に引き取り、預かっておくことにした。

I	
1	•

本日のおさらい③

建物解体業者は、

第一種特定製品

(がある場合には / の有無にかかわらず)

事前確認書面を作成・記入し、

発注者に説明するとともに、

その写しを_____年間保存してください。

本日のおさらい4

廃棄物・リサイクル業者は、

を確認したうえで

第一種特定製品を引き取り、 引取証明書の写しや確認証明書の写しを 年間保存※してください。

※保存義務違反は罰則の対象となります。

建設・解体業者の皆様へ

フロン排出抑制法の改正により 建物解体時の 規制が強化されました。

フロン排出抑制法の 対象となる機器

業務用のエアコン・ 冷凍冷蔵機器のうち、 フロン類が 使われているもの



建設・解体業者

やるべきこと

●解体する建物において業務用のエアコン・ 冷凍冷蔵機器の有無を事前確認し、 その結果を書面で発注者に説明。

改正点 その書面の写しを3年間保存。

- ②フロン類の回収を充塡回収業者に依頼。 (工事の発注者から充塡回収業者への フロン類引渡しを受託した場合)
- ③フロン類が回収されていることを確認し 廃棄物・リサイクル業者に 機器を引渡し。





フロン類をみだりに放出した場合、 1年以下の懲役 または 50万円以下の罰金

工事の発注者



改正点

フロン類を未回収のまま行う 機器廃棄は直接罰の対象。

違反した場合、 50万円以下の罰金

廃棄物・ リサイクル業者



改正点

フロン類の回収が確認できない機器の引取りは禁止。

違反した場合、 50万円以下の罰金

ビル・商業施設の解体工事を依頼されたら・・・

- ○解体する建物において業務用のエアコンや冷凍冷蔵機器の有無を確認します。
- ○事前確認書面に結果を記入し、その内容を工事発注者に説明します。
- ○書面を**工事発注者と解体業者がそれぞれ3年間保存**します。

事前確認 書面

機器がある場合

機器がない場合

フロン類が 回収済み

フロン類が 未回収

機器がない場合でも、書面を保存してください!

方法②の場合

方法①: 工事発注者から委託確認書をもらい、フロン類の回収を 充塡回収業者に依頼します。

方法②:工事発注者に対して、発注者自ら(又は第三者に委託して) フロン類の回収を充塡回収業者に依頼するよう伝えます。

方法①の場合

○工事発注者から フロン類の 引取証明書の写しを もらいます。

充塡回収業者から引取証明書の 写しをもらい、3年間保存します。

> ※引取証明書の写しを 必要部数用意します。



引取

証明書

(写し)

充塡回収業者



フロン類を回収し、 引取証明書を発行します。 ※都道府県に登録された第一種 フロン類充塡回収業者

- ○廃棄物・リサイクル業者に廃棄機器を引渡す際に引取証明書の写しを渡します。 引取証明書によりフロン回収済みであることを確認できないと、その機器の引取りは拒否されます!
- ※廃棄物・リサイクル業者が充塡回収業の登録を受けている場合には、フロン類の回収とあわせて機器の 引取りも依頼することができます。

フロン類は強力な温室効果ガスです!

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100~10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に 甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、**地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献**できます。



約50t-CO2

ビル用パッケージエアコン 1台に含まれるフロンは約20kg

レジ袋 約150万枚分 地球2.4周分

詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト

検索

http://www.env.go.jp/earth/furon/



■お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局 http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室 TEL:03-3581-3351(内線6753) 経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室

TEL:03-3501-1511(内線3711)



廃棄物・リサイクル業者の皆様へ

フロン排出抑制法の改正(2020年4月1日施行)により フロン類の回収が確認できない機器の 引取りは禁止されました。

違反した場合には50万円以下の罰金が科せられます。



引取証明書(写し) でフロン類が回収済みであることを確認したとき または

充塡回収業者として**自らフロン類を回収**するとき は引き取ることができます。



※カーエアコンは自動車リサイクル法、家庭用製品は家電リサイクル法の対象です。

- 具体的にどういった場合に対象機器の引取りが可能ですか?
- A 主に以下の場合に引取りが可能です。
- **①引取証明書**を受け取った場合

2自らフロン類を回収する場合



- 家庭用の製品はどのように処分したらよいでしょうか?
- 本 家電リサイクル法等に従い、フロン類を回収してください。 ※廃棄物処理法によって、処理基準上フロン類の回収が義務づけられています。
- 可燃性冷媒のノンフロン機器はどのように処分したらよいでしょうか?
- A 冷媒回収の義務はありませんが、機器処分の際には火災等に 十分気をつけてください。

フロン類は強力な温室効果ガスです!

フロン類は冷媒などに使用される一方、**二酸化炭素の100~10,000倍**という強力な温室効果があり地球温暖化に 甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、**地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献**できます。



詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト

検索

http://www.env.go.jp/earth/furon/



■お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局 http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室 TEL:03-3581-3351 (内線6753) 経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室 TEL:03-3501-1511 (内線3711)



機器管理者の皆様へ



フロン排出抑制法の改正(2020年4月1日施行)により 業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器を 廃棄する際の規制が強化されました。

機器は捨てるまできちんと管理を!

機器を捨てる際にフロン類を回収しない 違反には 前金 が科せられます!

フロン類を回収しないまま機器を廃棄する違反については、行政処分のみならず 刑事罰(50万円以下の罰金)の適用対象となります。

機器廃棄時には必ず充塡回収業者にフロン類の回収を依頼してください。

フロン類の回収が証明できない機器は 引取ってもらえません!



廃棄物・リサイクル業者に業務用エアコン等の処分を依頼する際には、 引取証明書の写しを渡してください。

・:充塡回収業者がフロン類を回収した際に 発行する書面

フロン排出抑制法の 対象となる機器

業務用のエアコン・ 冷凍冷蔵機器のうち、 フロン類が 使われているもの

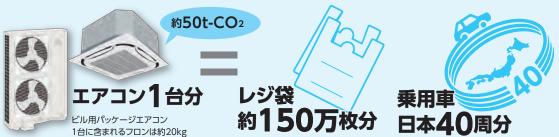






ロン類は強力な温室効果ガスです!

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100~10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に 甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



機器を 使用 しているとき

- 保有する機器の点検を実施してください。
 - ※簡易点検:すべての機器に対し、3ヶ月に1回以上実施。
 定期点検:一定規模以上の機器に対し、1年又は3年に1回以上、専門業者に委託して実施。
- 改正 点検の記録は、機器を設置してから廃棄した後も3年間保存してください。
 - フロン類の充塡・回収は、都道府県に登録された第一種フロン類充塡回収業者のみ 行うことができます。
 - フロン類の漏えいが見つかった場合、修理なしでのフロン類の充塡は原則禁止です。
 - 毎間漏えい量が一定以上の場合、国に報告してください。(フロン類算定漏えい量報告・公表制度)

機器を 廃棄 するとき

- フロン類の回収を第一種フロン類充塡回収業者に依頼してください。
- 引取証明書(原本)は3年間保存してください。
- 改正 廃棄物・リサイクル業者に機器を引渡す際には、引取証明書の写しを作成し、 機器と一緒に渡してください。(下図左)
 - ※廃棄物・リサイクル業者が充塡回収業の登録を受けている場合には、フロン類の回収とあわせて機器の 引取りも依頼することができます。(下図右)
- 改正 解体工事の場合には、元請業者から事前説明された書面を3年間保存してください。





詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト

検索

http://www.env.go.jp/earth/furon/



■お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局

http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html



環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室 TEL:03-3581-3351 (内線6753)



経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室 TEL:03-3501-1511(内線3711)



令和2年4月施行の「改正フロン排出抑制法」に対応! 信頼ある冷凍空調業界団体が運営するクラウド・システム

JRECO冷媒管理システム

RaMS

Refrigerant Management System

フロン排出抑制法(第76-85条)で定める「情報処理センター」として −財)日本冷媒・環境保全機構は、RaMSを運営提供しています (省令第86条に規定されている「業務規程」について、法第78条によりJRECOは主務大臣より認可)

フロン排出抑制法の法令遵守事項について 機器の設置から廃棄まで、適正な冷媒管理を実現できます

RaMSをご利用いただければ、改正フロン排出抑制法対策も万全です!

一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構

2019年11月



-般財団法人 日本冷媒·環境保全機構

RaMSとは

クラウド上に構築された 利用者専用のデータベースであり、 データ解析機能搭載の "プライベート・クラウド・システム"です

安心のセキュリティ対策、第三者が個々の RaMSデータを閲覧することはできません

SaaS Refrigerant Management system MOE METI

Web上に構築されたシステムにログインして、 クラウドサーバーに各種データを電子的に登録・保存します



<ログイン画面 (https://www.jreco.jp/) >

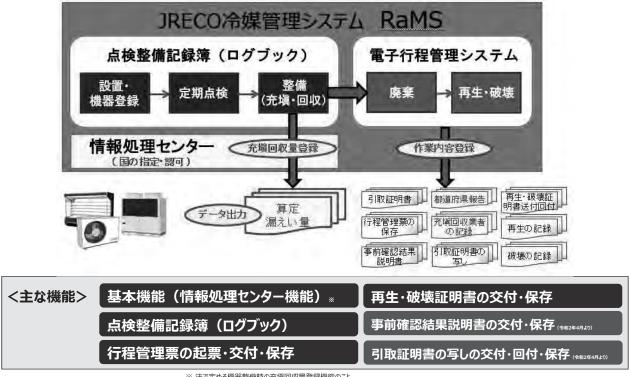
<メインメニュー画面>



原則RaMSに各事業者が、まずは「事業所登録(無料)」をしていただく必要があります



RaMSの概要(システムの全体像)



※ 法で定める機器整備時の充塡回収量登録機能のご



-般財団法人 日本冷媒·環境保全機構

RaMSの変遷



RaMSは平成23年よりフロン法の変遷に電子的に対応し、令和2年の改正法にも準拠

経済産業省・国土交通省・環境省令第3号に準拠した、電磁的に保存・作成・縦覧・交付・承諾が可能なシステム



RaMSで電子的な管理(機器整備時)

点検整備記録簿(ログブック)

機器整備時(使用時)、日頃の管理・点検は 点検整備記録簿(ログブック)で しっかり管理!

【ログブック画面】

個別画面で、詳細な点検整備内容を記録・保存



【ログブック一覧】

一覧で、機器ごとの漏えい量や点検の実施を把握・管理

3.500)		uni	10 (10 (10) 10 (10) 10 (10)	\$20(1) \$250.48 \$20(1)	REAL PROPERTY.	AN-1915 12879 2889	issee:	862 (FR)	BOOK (80 800()	AMERICAN AMERICAN AMERICAN	pers
3960	listni/g-lear	Halong charters	-10	Sec.	2ntiled	in.	Detail same	WENGLES .	kvib	(Marie)	Dimministra	MX (MALEN
****	M-MADE	year	in	***	mus-s	-10-00	STALT SERVE	TRANSPORT	780	-	north de	WS I GAZIN
-	ниниет	ymig	400	100	mus	ANSIR	STATEMENT STATEMENT	47/8*** 10:0-886	1980	-	-	MI MAIN

【ログブック一覧】

- ・機器ごとの算定漏えい量(累計・年度)をリアルタイム表示
- ・次回の点検時期(年月日)を色分けで表示(黒→緑→赤) (簡易点検・定期点検)
- ・期間指定による簡易点検と定期点検対象機器のCSV出力 及びリスト化(簡易点検と定期点検の計画と確実な実施)

【ログブック画面】

- ・充塡量・回収量登録は「情報処理センター」に登録されるので、 書面での充塡証明書・回収証明書の交付は不要
- ・簡易点検(登録無料)、定期点検も登録できる
- ・機器廃棄後も、必要な記載事項(フロン類引取完了年月日、充塡回収業者の氏名)を記載した上で、電子的に保存(改正法対応)

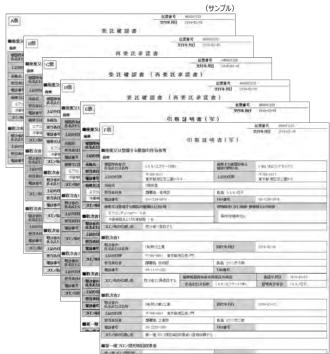


-般財団法人 日本冷媒·環境保全機構

RaMSで電子的な管理(機器廃棄時)①

行程管理票の起票・交付・保存

機器廃棄時のフロン回収は、電子版行程管理票でしっかり管理!



【行程管理票】

書面を電子的に交付・送付、ペーパーレスで保存が可能

- ・ 行程管理票を電子的に管理・保存
- ・紙の行程管理票と同じ様式で、電子的な運用と保存が可能、 書面管理は一切不要
- ・リンクしたログブックや事前確認結果説明書を縦覧可能
- ・充塡回収業者が交付する確認証明書に対応 (フロン類が充塡されていないことの確認) (<u>改正法対応</u>)

【再生・破壊証明書(行程管理処理票)】

再生・破壊証明書も電子的に管理・保存





RaMSで電子的な管理(機器廃棄時)②

事前確認結果説明書の交付・保存

引取証明書の写しの交付・回付・保存

(改正法対応)

事前確認書面(解体工事ありの場合)、

引取証明書の写し(第一種特定製品引取等実施者あて)にもしつかり対応!





新たに特定解体工事元請業者、第一種特定製品引取等実施者の皆さまむ、RaMSをご利用いただけます(無料)

【事前確認結果説明書】

・RaMSに新たな登録業種 「解体工事元請業者」を 新設、事前確認結果説明 書の電子的な運用と保存が 可能(無料)

【引取証明書の写し】

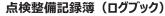
- ・RaMSに新たな登録業種 「機器引取業者」を新設、 引取証明書の写しの電子 的な運用と保存が可能 (無料)
- ※ 改正法対応は 令和2年4月より公開予定



--般財団法人 日本冷媒·環境保全機構

RaMSなら関連する電子帳票をリンクして表示します

電子帳票を相互にリンクして利用すれば、ワンクリックで縦覧することができます





事前確認結果説明書

(特定解体工事元請業者 → 特定解体工事発注者)



行程管理票・行程管理処理票(フロン)



引取証明書の写し(廃棄機器)

(廃棄等実施者 → 第一種特定製品引取等実施者)

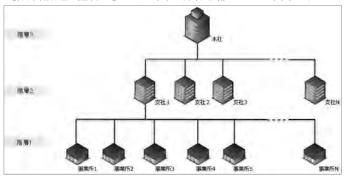




RaMSで算定漏えい量もラクラク集計・出力

管理者(機器の所有者)の算定漏えい量の集計・出力、報告書の作成も RaMSなら、手間なく簡単に行えます(無料)

【階層構造と紐付け】(無料) 本社で算定漏えい量を集計する



(例) 3階層の場合(最大3階層まで)

階層3:本社(統括部署登録:事業者3-ド番号 Y******** 階層2:支社(統括部署登録:事業者3-ド番号 Y******** 階層1:事業所(事業所登録:事業者3-ド番号 H********* 階層1:事業所(事業所登録:事業者3-ド番号 H*********

クラウド内で本社と各事業所を紐付けて、階層構造を組むことがで きます。(事業形態により、同時に複雑な紐付けも可能)

- ・本社で、法人全体・各事業所・機器ごとの算定漏えい量をリアルタイム把握
- ・本社管理で各事業所の機器管理状況(ログブック、行程管理票、機器 の新設・廃棄状況、点検の実施状況など) をリアルタイムに閲覧・把握
- ・RaMS利用料金を本社で一括精算することも可能

【算定漏えい量報告書の出力】(無料)

RaMSに登録された充塡・回収量のデータから 算定漏えい量を自動計算、リアルタイムで出力できます

- ・報告様式1の1表でのPDF出力
- ・国の報告書作成支援ツールへのインポート出力(CSV)
- ・全データのCSV出力

報告様式1の1表でのPDF出力(例)

			7	ロン間で	定編え	い間の様	告書					
									999	おま年7	用丁日	1
						開作書付 仕 所 氏 名 電話書け 事業所コ・	001 114 100	50001 (香港区之 ((ラムズ (000) (200 (439) (064	0			
YEMANING SHOW ME	Oppi を Oppi	研究制表し	AL (PH)	45-51	出体の合語	2なって!	GRITH	1	か かん	(2)年度	and the	F 度
		東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京		また 日本		定なっては 発力が進 の形		現 最大い重 取出	-	() 等度 編本() 整		下层
フルンを一番を 特定 着人い者	Died Barrie	arva.	(200.000) 育を 着ない意	E	120404A 算定 差えい型 8よい数	元 海北山田	信用(Ter 日本 日本	実 番れい重 収扱	の 育を 最打に数 またの)	A	内容 発を 強えい至 り口切	177
ブルン 数 単数 特定 最大い者 登録 単 最介明	DES BANG LOSS	axva.	(200.4100) 育定 第5.1~億 9.10(2)	表 第14.0里 600	第20404A 算定 差えい型 8.0000	元 海北·德 GE	信用(Yes) 発売に重 (LOIZ)	実 番れい重 収扱	の 育を 最打に数 またの)	A	内容 発を 強えい至 り口切	27.
フルンを 申集 特定 原えい者 全体 自身を用 して事業	DESCRIPTION OF THE SECOND SECO	を の の の の の の の の の の の の の	万点付担か 育を 滑えい道 りただり か 無力・理	を 確立に登 保証 14 乗 乗りたを	国際404A 算定 選択い盟 おび助 54 数定 選択い盟	元 編化 進 信用 作	信用(Tell 会で 会でいた 1002) 14 点で 強えい単	表表し、重 (8月 (1日 (日) (日)	の 算を 様式に またのか の 様式に 様式に 様式に 様式に 様式に 様式に 様式に 様式に 様式に 様式に	を を の の の の の の の の の の の の の	内を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	277
プルンを 申告 特定 選入(4名 登録 を 最有的 1. 子輩称 2. 集点素	DEE 単元・度 107 第2・度 102 127 第2・度 第2・度 第2・度 127 第2・度 第2・度 第2・度 127 第2・度 第2・度 127 第2・度 127 127 128 128 128 128 128 128 128 128	のよい型 (A)型 (A)対 (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A)	万点付担か 育を 滑えい道 りただり か 無力・理	を 確立に登 保証 14 乗 乗りたを	国際404A 算定 選択い盟 おび助 54 数定 選択い盟	元 編化 進 信用 作	信用(Tell 会で 会でいた 1002) 14 点で 強えい単	表表し、重 (8月 (1日 (日) (日)	の 算を 様式に またのか の 様式に 様式に 様式に 様式に 様式に 様式に 様式に 様式に 様式に 様式に	を を の の の の の の の の の の の の の	内を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	17
ラルーを 増加 特定 資本1・近 全体 を 最内的 1 子事能 2 単点を 土 内容に対	0000 010 824-0 107 20 824-0 824-0 1002 12 63 24	のない。 の表 の表 関末を基 の数	方法(10) 資を 増えい機 を162) 二型 単定 雑工を個 を162)	を 確しい登 例的 1.4 章 群人に提 (例)	工部化は入 算定 選えい登 お工い数 54 算えい最 別人に扱	元	信用(Tell 会で 会でいた 1002) 14 点で 強えい単	表表し、重 (8月 (1日 (日) (日)	の 算を 様式に またのか の 様式に 様式に 様式に 様式に 様式に 様式に 様式に 様式に 様式に 様式に	第二十二章 保証 の 単 開刊に登	内を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	277 100 2
プルンを 申告 特定 選入(4名 登録 を 最有的 1. 子輩称 2. 集点素	Oned 518 844 8 844 8 1000 177 528 844 8 1000 17 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12	の次 の次 の次 が 開えい益 の別 で 12 12	2年4日か 第2 第314章 ※166 第2 第2 第2 第2 第4 ※13 ※13 ※13 ※13 ※13 ※13 ※13 ※13 ※13 ※13	を 確しい登 例的 1.4 章 群人に提 (例)	工部化は入 算定 選えい登 お工い数 54 算えい最 別人に扱	元	信用(Tell 会で 会でいた 1002) 14 点で 強えい単	表表し、重 (8月 (1日 (日) (日)	の 算を 様式に またのか の 様式に 様式に 様式に 様式に 様式に 様式に 様式に 様式に 様式に 様式に	第二十二章 保証 の 単 開刊に登	内を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	277 100 2
ラルーを 増加 特定 資本1・近 全体 を 最内的 1 子事能 2 単点を 土 内容に対	0000 010 824-0 107 20 824-0 824-0 1002 12 63 24	を のたい型 の表 者 様式い場 の数 す 25 12	2年4日か 第2 第314章 ※166 第2 第2 第2 第2 第4 ※13 ※13 ※13 ※13 ※13 ※13 ※13 ※13 ※13 ※13	を 確しい登 例的 1.4 章 群人に提 (例)	128404A 算定 選えい登 おり設 が大・選 おりに対	元	信用(Tell 会で 会でいた 1002) 14 点で 機大い単	度 過水い低 水池 10 準 開入い最 水池	(D) (E21-46 (S402) (O) (E31-46 (S402)	第二十二章 保証 の 単 開刊に登	内を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	277 100 2



-般財団法人 日本冷媒·環境保全機構

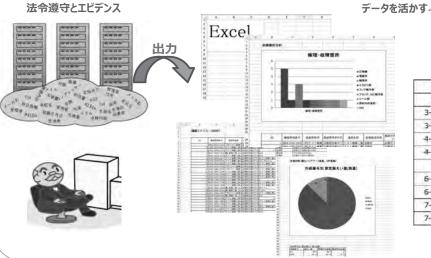
RaMSのデータを有効活用(RaMS-ex)

RaMSに登録されたデータは、すべて無料で集計・出力・印刷ができます (算定漏えい量、充塡・回収量、機器の適正管理に関する各種情報など)

RaMS-ex (RaMS Excel Export)

RaMS内に蓄積された自社のデータをエクセル・テンプレートとして情報を整理、 管理者が有効活用できるようにするもの

RaMS



RaMS-ex 無料で出力できる豊富なメニュー

自社はどのくらいの機器や冷媒を所有して いるのか?などを把握することにより、経費 削減や将来的な機器の更新計画等にも お役立ていただけます

合計11項目の管理データがシートごとに 分かれたエクセル・データで出力されます

1 機器リスト 2 冷凍空調機器管理表

RaMS-ex

3-1 保有冷媒グラフ (重量、GWP重量)

3-2 保有冷媒スプレッドシート (重量、GWP重量)

4-1 充填冷媒(漏えい)グラブ(重量、GWP重量)

4-2 充填冷媒 (編えい) スプレッドシート (重量、GWP重量)

5 保有機器と廃棄機器と廃棄時回収冷媒量リスト 6-1 ログブック経由での廃棄機器詳細(スプレッドシート)

6-2 ログブック経由での廃棄機器詳細(表)

7-1 故職箇所分析 (グラフ)

7-2 故障箇所分析 (スプレッドシート)

※ 温対法の排出量算出にも対応予定(令和2年春以降)

一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構

RaMSのご利用料金と登録事業者数

ご利用料金

点検·整備記録

精算方法は、「預け金払い」、「請求書払い (メール添付のPDF) 」の2種類からの選択となります

・事業所登録 無料、年会費なし・ログブック新規作成(機器登録料・シール無) ※ 500円/台(税抜)

・ログブック新規作成 (機器登録料・シール有) *
・ログブック閲覧・出力

・ログブック閲覧・出力 無料・充塡・回収作業や定期点検などの 100円/件 (税抜)

・簡易点検記録無料

・ログブック更新料 (クラウド利用更新料)・行程管理票作成100円/セット (税抜)

・RaMS-exからの出力 無料

・算定漏えい量報告書の出力(管理者) 無料

・充塡量・回収量の報告書の出力 無料 (充塡回収業者)

· 建物解体時事前確認書面交付 無料 (改正法対応)

・機器引取業者あて無料

引取証明書の写し交付(改正法対応)

※ 1,000台以上一括の場合、割引価格あり

600円/台(税抜)

例えば…、500台の機器管理例(税抜)

- ・初年度30万円(600円/台)、翌年度5万円/年(クラウド利用更新料100円/台)
- ・充塡と回収、定期点検ごとに100円/回(主に作業をした充塡回収業者支払)

RaMS登録事業者数

管理者・廃棄者統括

(令和元年11月現在)

・充塡回収業者
 ・再生業者
 ・破壊業者
 ・省令49条業者
 ・取次者
 ・管理者・廃棄者
 5,300事業所
 20事業所
 1,200事業所
 9,200事業所

RaMSのトップ画面 (ログイン・ページ) では RaMSにご登録されている 充塡回収業者、再生業 者、破壊業者、省令49条 業者を公開していますよ!

RaMSトップ画面 (ログイン・ページ) https://www.jreco.jp/



300事業所



- 般財団法人 日本冷媒・環境保全機構

RaMSのご利用メリット(まとめ) 便利なRaMSをぜひご利用ください!

漏えい量の算定が簡単

煩雑な集計作業から解放、 クリックひとつで国指定の様式でプリントできます

機器管理リストで一括管理

事業所ごとの機器管理リストを表示することで 点検時期や漏えい量が簡単に確認できます

最大3階層で事業所を統括管理

機器を所有する事業所をシステム上、最大3つの 階層で簡単に紐付けすることができます 本社の担当者の負担が大幅に減ります

ログブックを効率的に電子的管理・保存

自作によるログブックの記録・管理から解放され 効率的に電子的に管理・保存することができます

改正フロン排出抑制法に準拠(令和2年4月予定)

システムで機器の廃棄や引渡しも実現

機器の廃棄に関わる行程管理票の起票などができ再生・破壊証明書の回付も受け付けることができます

必要な書面類の電子的一括管理

書類の交付、保存のすべてを電子的に行うことができ 紙による保存・管理から解放されます

充塡回収業者によるデータ入力が可能

法律で規定された「情報処理センター」への登録も含め 点検整備を行った充塡回収業者がいつでもどこでも 入力可能です

管理担当者が代わってもスムースな業務移行

前任者の異動、退職時の引き継ぎもRaMSを利用していれば、簡単、便利、安心です





JRECO冷媒管理システム RaMS (ラムズ) のお問い合わせ先 一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構 情報システム部 電話: 03-5733-5311 E-mail: contact@jreco.or.jp



◆詳細については「フロン排出抑制法ポータルサイト」もご参照ください◆

[URL] http://www.env.go.jp/earth/furon/

<問い合わせ先>

■フロン排出抑制法全般

環境省

地球環境局 地球温暖化対策課フロン対策室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

【電話】03-3581-3351(代表)

[URL] http://www.env.go.jp/seisaku/list/ozone.html

経済産業省

製造産業局 化学物質管理課オゾン層保護等推進室

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

【電話】03-3501-1511(代表)

[URL] http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/index.html

< 照会 • 通報 • 相談先>

■都道府県の担当部局課室

出海道 環境生活部環境局気候変動対策線 011-204-5190 滋賀県 琵琶湖環境部環境的環境的策線 077-528-3357 高森県 環境生活部環境政策線 017-734-9249 京都市 府民環境部環境管理線 075-414-4709 宮城県 環境生活部環境交集線 019-629-5359 大阪市 電機果林・電節電理社会推進室業業産業能等線 06-6210-9570 宮城県 環境生活部環境政策線 022-211-2661 兵庫県 農政環境部環境管理局が大気線 078-362-3285 秋田県 生活環境部環境管理線 018-860-1603 奈良県 くらし島造部景観・環境局環境政策線 074-27-8734 山形県 環境工・部・大気環境器 023-630-2339 和歌川県 環境主活部環境政策の 073-441-2688 福島県 生活環境部が・大気環境器 024-521-7261 島取県 生活環境部循環や主線 0857-26-7198 一般県 環境工・部・環境の環境の実施線 029-301-2961 島限県 環境文化部環境企画線 085-22-26444 フィス・45年 1889 日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日						
苦手県 環境生活部環境保全課 019-629-5359 大阪府 環機機林を重縮環型社会経達室量無算無限機響 06-6210-9570 宮城県 環境生活部環境政策課 022-211-2661 兵庫県 農政環境部環境管理局が大気課 078-362-3285 秋田県 生活環境部環境管理課 018-860-1603 奈良県 くらし創造部景積・環境局環境政策課 0742-27-8734 山形県 環境エネルギー部水大気環境課 023-630-2339 和歌山県 環境生活部環境政策局環境管理課 073-441-2688 福島県 生活環境部水・大気環境課 024-521-7261 鳥取県 生活環境部環境政策課 0857-26-7198 茨城県 県民生活環境部環境対策課 029-301-2961 島根県 環境生活部環境政策課 0852-22-6444 栃木県 環境森林部環境保全課 029-301-2961 島根県 環境生活部環境政策課 085-22-7999 群馬県 森林環境部環境局環境保全課 027-226-2832 広島県 環境果長民環境環境保全課 082-513-2920 埼玉県 環境的大気境調課 048-830-3058 山口県 環境生活部環境所策課 082-513-2920 東京郡 環境的大気境調課 043-223-4658 徳島県 県民環境部環境部環境管理課 088-621-2267 東京郡 環境長政策労働業務が実境が実施を開業 045-210-4111 愛媛県 県民環境的環境が実施課 088-821-4524 富山県 生活環境的	北海道	環境生活部環境局気候変動対策課	011-204-5190	滋賀県	琵琶湖環境部環境政策課	077-528-3357
宮城県 環境生活部環境政策課 022-211-2661 兵庫県 農政環境部環境管理局水大気課 078-362-3285 秋田県 生活環境部環境管理課 018-860-1603 奈良県 くらし創造部景観・環境局環境政策課 0742-27-8734 山形県 環境エネルギー部水大気環境課 023-630-2339 和歌山県 環境生活部環境政策開・でする場別で表現がまます。 073-441-2688 福島県 生活環境部部環境対策課 024-521-7261 島取県 生活環境部循環型社会推進課 0857-26-7198 茨城県 県民生活環境部環境対策課 029-301-2961 島根県 環境生活部環境政策課 0852-22-6444 栃木県 環境森林部環境保全課 028-623-3188 岡山県 環境主活部環境政策課 0852-22-6444 栃木県 環境森林環境部環境保全課 027-226-2832 広島県 環境県民局環境保全課 086-226-7299 群馬県 森林環境部環境保全課 027-226-2832 広島県 環境県民の局環境政策課 082-513-2920 東京 環境部大気環境課 043-223-4658 徳島県 県民環境が環境政策課 083-933-3034 千葉県 環境医環境環境政策等 03-5388-3471 香川県 環境森林部環境管理課 087-832-3219 存ま川県 環境医政局環境政策 045-210-4111 愛媛県 県民環境部環境政策 089-912-2347 新潟県 県民主の・環境政策	青森県	環境生活部環境政策課	017-734-9249	京都府	府民環境部環境管理課	075-414-4709
秋田県 生活環境部環境管理課 018-860-1603 奈良県 くらし働造部景観・環境局環境政策課 0742-27-8734 山形県 環境エネルギー部水大気環境課 023-630-2339 和歌山県 環境生活部環境政策局環境管理課 073-441-2688 福島県 生活環境部水・大気環境課 024-521-7261 鳥取県 生活環境部循環型社会推進課 0857-26-7198 茨城県 県民生活環境部環境対策課 029-301-2961 島根県 環境生活部環境政策課 0852-22-6444 栃木県 環境森林部環境保全課 028-623-3188 岡山県 環境文化部環境企画課 086-226-7299 群馬県 森林環境部環境局環境保全課 027-226-2832 広島県 環境県民局環境保全課 082-513-2920 埼玉県 環境部大気環境課 048-830-3058 山口県 環境生活部環境政策課 082-513-2920 埼玉県 環境自然環境経験課 043-223-4658 徳島県 県民環境が環境経験課 088-621-2267 東京部 環境局環境改善部環境保安課 03-5388-3471 香川県 環境素林部環境管理課 087-832-3219 神奈川県 環境農政局環境企画課 045-210-4111 愛媛県 県民環境部環境的環境対策線 089-912-2347 新潟県 県民生活環境政策課 076-2444-8727 福岡県 環境部部環境財策線 092-643-3360 石川県 生活環境部環境政策線	岩手県	環境生活部環境保全課	019-629-5359	大阪府	環境農林水産部循環型社会推進室産業廃棄物指導課	06-6210-9570
山形県 環境エネルギー部水大気環境課 023-630-2339 和歌山県 環境生活部環境政策局環境管理課 073-441-2688 福島県 生活環境部水・大気環境課 024-521-7261 鳥取県 生活環境部循環型社会推進課 0857-26-7198 茨城県 県民生活環境部環境対策課 029-301-2961 島根県 環境生活部環境政策課 0852-22-6444 栃木県 環境森林部環境保全課 028-623-3188 岡山県 環境文化部環境企画課 086-226-7299 群馬県 森林環境部環境局環境保全課 027-226-2832 広島県 環境県民局環境保全課 082-513-2920 埼玉県 環境生活部廃棄物指導課 048-830-3058 山口県 環境生活部環境政策課 083-933-3034 千葉県 環境生活部廃棄物指導課 043-223-4658 徳島県 県民環境部環境指導課 088-621-2267 東京都 環境局環境改善部環境保安課 03-5388-3471 香川県 環境農政局環境的策算 045-210-4111 愛媛県 県民環境部環境的策集 087-832-3219 神奈川県 環境農政局環境部大気水質課 045-210-4111 愛媛県 県民環境部環境的策集 089-912-2347 新潟県 県民生活・環境部環境企画課 025-280-5150 高知県 林業振興・環境部環境対策課 088-821-4524 富山県 生活環境が環境政策課 076-444-8727 福岡県 環境部環境保全課 092-643-3360 石川県 生活環境部環境政策課 076-20-0303 長崎県 環境部は環境課 095-895-2356 山梨県 森林環境部環境整備課 075-223-1515 熊本県 環境主活部環境局循環社会推進課 096-333-2278 長野県 環境部環境経備課 055-223-1515 熊本県 環境主活部環境局循環社会推進課 097-506-3136 岐阜県 環境部環境部環境管理課 058-272-8230 宮崎県 環境系林部環境管理課 098-866-2594 愛知県 環境局環境政策部・リサイクル対策課 099-286-2594 愛知県 環境局環境政策部・リサイクル対策課 099-286-2594 愛知県 環境局環境政策部・リサイク規対策課 099-866-2236	宮城県	環境生活部環境政策課	022-211-2661	兵庫県	農政環境部環境管理局水大気課	078-362-3285
福島県 生活環境部水・大気環境課 024-521-7261 鳥取県 生活環境部循環型社会推進課 0857-26-7198 茨城県 県民生活環境部環境対策課 029-301-2961 島根県 環境生活部環境政策課 0852-22-6444 栃木県 環境森林部環境保全課 028-623-3188 岡山県 環境文化部環境企画課 086-226-7299 群馬県 森林環境部環境局環境保全課 027-226-2832 広島県 環境県民局環境保全課 082-513-2920 埼玉県 環境部大気環境課 048-830-3058 山口県 環境生活部環境政策課 083-933-3034 千葉県 環境生活部廃棄物指導課 043-223-4658 徳島県 県民環境部環境指導課 088-621-2267 東京都 環境局環境改善部環境保安課 03-5388-3471 香川県 環境森林部環境管理課 087-832-3219 神奈川県 環境農政局環境部大気水質課 045-210-4111 愛媛県 県民環境部環境局環境政策課 089-912-2347 新潟県 県民生活・環境部環境企画課 025-280-5150 高知県 林業振興・環境部環境対策課 088-821-4524 富山県 生活環境部環境政策課 076-244-8727 福岡県 環境部環境保全課 092-643-3360 石川県 生活環境部環境政策課 076-225-1463 佐賀県 県民環境部環境課 095-895-2356 山梨県 森林環境部環境政策課 0776-20-0303 長崎県 環境部地域環境課 095-895-2356 山梨県 森林環境部環境整備課 075-223-1515 熊本県 環境主活部環境局循環社会推進課 096-333-2278 長野県 環境部資源循環推進課 026-235-7164 大分県 生活環境部循環社会推進課 097-506-3136 岐阜県 環境生活部環境管理課 088-26-7085 静岡県 くらし・環境部環境同環境政策課 054-221-3781 鹿児県 環境部環境保全課 099-286-2594 愛知県 環境局環境政策部水大気環境課 052-954-6215 沖縄県 環境部環境保全課 098-866-2236	秋田県	生活環境部環境管理課	018-860-1603	奈良県	くらし創造部景観・環境局環境政策課	0742-27-8734
茨城県 県民生活環境部環境対策課 029-301-2961 島根県 環境生活部環境政策課 0852-22-6444 栃木県 環境森林部環境保全課 028-623-3188 岡山県 環境文化部環境企画課 086-226-7299 群馬県 森林環境部環境局環境保全課 027-226-2832 広島県 環境具民局環境保全課 082-513-2920 埼玉県 環境部大気環境課 048-830-3058 山口県 環境生活部環境政策課 083-933-3034 千葉県 環境日清原発療 043-223-4658 徳島県 県民環境部環境指導課 088-621-2267 東京都 環境局環境改善部環境保安課 03-5388-3471 香川県 環境森林部環境管理課 087-832-3219 神奈川県 環境農政局環境部大気水質課 045-210-4111 愛媛県 県民環境部環境対策線 089-912-2347 新潟県 県民生活・環境部環境企画課 025-280-5150 高知県 林業振興・環境部環境対策線 088-821-4524 富山県 生活環境が環境政策課 076-444-8727 福岡県 環境部環境部環境課 092-643-3360 石川県 生活環境部環境政策課 076-225-1463 佐賀県 環境部環境部環境課 095-225-7774 福井県 安全環境部環境政策 076-20-0303 長崎県 環境主部部環境局環境主 095-895-2356 山梨県 森林環境部環境部環境管理課 026-235-7164	山形県	環境エネルギー部水大気環境課	023-630-2339	和歌山県	環境生活部環境政策局環境管理課	073-441-2688
栃木県 環境森林部環境保全課 028-623-3188 岡山県 環境文化部環境企画課 086-226-7299 群馬県 森林環境部環境局環境保全課 027-226-2832 広島県 環境県長局環境保全課 082-513-2920 埼玉県 環境部大気環境課 048-830-3058 山口県 環境生活部環境政策課 083-933-3034 千葉県 環境与環境の養部環境保安課 043-223-4658 徳島県県民環境部環境管理課 088-621-2267 東京都 環境局環境改善部環境保安課 03-5388-3471 香川県環境森林部環境管理課 087-832-3219 神奈川県 環境農政局環境区券が、気水質課 045-210-4111 愛媛県県民環境部環境局環境政策課 089-912-2347 新潟県 県民生活・環境部環境企画課 025-280-5150 高知県 林業振興・環境部環境保全課 088-821-4524 富山県 生活環境文化部環境政策課 076-444-8727 福岡県 環境部環境保全課 092-643-3360 石川県 生活環境部環境政策課 076-225-1463 佐賀県 県民環境部環境課 095-25-7774 福井県 安全環境部環境政策課 0776-20-0303 長崎県 環境部地域環境課 095-895-2356 山梨県 森林環境部環境経備課 055-223-1515 熊本県 環境部地域環境部環境社選課 097-506-3136 岐阜県 環境部環境部環境経費 058-272-8230 宮崎県 環境部部環境管理課 098-266-7085 静岡県 くらし・環境部環境局環境の	福島県	生活環境部水•大気環境課	024-521-7261	鳥取県	生活環境部循環型社会推進課	0857-26-7198
群馬県 森林環境部環境局環境保全課 027-226-2832 広島県 環境県民局環境保全課 082-513-2920 均玉県 環境部大気環境課 048-830-3058 山口県 環境生活部環境政策課 083-933-3034 千葉県 環境生活部廃棄物指導課 043-223-4658 徳島県 県民環境部環境指導課 088-621-2267 東京都 環境局環境改善部環境保安課 03-5388-3471 香川県 環境森林部環境管理課 087-832-3219 神奈川県 環境農政局環境部大気水質課 045-210-4111 愛媛県 県民環境部環境局環境政策課 089-912-2347 新潟県 県民生活・環境部環境企画課 025-280-5150 高知県 林業振興・環境部環境対策課 088-821-4524 富山県 生活環境文化部環境政策課 076-444-8727 福岡県 環境部環境保全課 092-643-3360 石川県 生活環境部環境政策課 076-225-1463 佐賀県 県民環境部環境課 0952-25-7774 福井県 安全環境部環境政策課 0776-20-0303 長崎県 環境部地域環境課 095-895-2356 山梨県 森林環境部環境整備課 055-223-1515 熊本県 環境生活部環境局循環社会推進課 096-333-2278 長野県 環境部資源循環推進課 026-235-7164 大分県 生活環境部循環社会推進課 097-506-3136 岐阜県 環境生活部環境管理課 058-272-8230 宮崎県 環境森林部環境管理課 0985-26-7085 静岡県 くらし・環境部環境政策課 054-221-3781 鹿児島県 環境称務部廃棄物・リサイクル対策課 099-286-2594 愛知県 環境局環境政策部水大気環境課 052-954-6215 沖縄県 環境部環境保全課 098-866-2236	茨城県	県民生活環境部環境対策課	029-301-2961	島根県	環境生活部環境政策課	0852-22-6444
埼玉県 環境部大気環境課	栃木県	環境森林部環境保全課	028-623-3188	岡山県	環境文化部環境企画課	086-226-7299
千葉県環境生活部廃棄物指導課043-223-4658徳島県県民環境部環境指導課088-621-2267東京都環境局環境改善部環境保安課03-5388-3471香川県環境森林部環境管理課087-832-3219神奈川県環境農政局環境部大気水質課045-210-4111愛媛県県民環境部環境局環境政策課089-912-2347新潟県県民生活・環境部環境企画課025-280-5150高知県林業振興・環境部環境対策課088-821-4524富山県生活環境文化部環境政策課076-444-8727福岡県環境部環境保全課092-643-3360石川県生活環境部環境政策課076-225-1463佐賀県県民環境部環境課095-225-7774福井県安全環境部環境政策課0776-20-0303長崎県環境部市域環境課095-895-2356山梨県森林環境部環境整備課055-223-1515熊本県環境生活部環境局循環社会推進課096-333-2278長野県環境部資源循環推進課026-235-7164大分県生活環境部循環社会推進課097-506-3136岐阜県環境生活部環境管理課058-272-8230宮崎県環境森林部環境管理課098-26-7085静岡県くらし・環境部環境局環境政策課054-221-3781鹿児島県環境林務部廃棄物・リサイクル対策課099-286-2594愛知県環境局環境政策部水大気環境課052-954-6215沖縄県環境部環境保全課098-866-2236	群馬県	森林環境部環境局環境保全課	027-226-2832	広島県	環境県民局環境保全課	082-513-2920
東京都 環境局環境改善部環境保安課 03-5388-3471 香川県 環境森林部環境管理課 087-832-3219 神奈川県 環境農政局環境部大気水質課 045-210-4111 愛媛県 県民環境部環境同環境政策課 089-912-2347 新潟県 県民生活・環境部環境企画課 025-280-5150 高知県 林業振興・環境部環境対策課 088-821-4524 富山県 生活環境文化部環境政策課 076-444-8727 福岡県 環境部環境保全課 092-643-3360 石川県 生活環境部環境政策課 076-225-1463 佐賀県 県民環境部環境課 0952-25-7774 福井県 安全環境部環境政策課 0776-20-0303 長崎県 環境部地域環境課 095-895-2356 山梨県 森林環境部環境整備課 055-223-1515 熊本県 環境生活部環境局循環社会推進課 096-333-2278 長野県 環境部資源循環推進課 026-235-7164 大分県 生活環境部循環社会推進課 097-506-3136 岐阜県 環境生活部環境管理課 058-272-8230 宮崎県 環境森林部環境管理課 0985-26-7085 静岡県 くらし・環境部環境高環境政策課 054-221-3781 鹿児島県 環境和務部廃棄物・リサイクル対策課 099-286-2594 愛知県 環境局環境政策部水大気環境課 052-954-6215 沖縄県 環境部環境保全課 098-866-2236	埼玉県	環境部大気環境課	048-830-3058	山口県	環境生活部環境政策課	083-933-3034
神奈川県 環境農政局環境部大気水質課 045-210-4111 愛媛県 県民環境部環境局環境政策課 089-912-2347 新潟県 県民生活・環境部環境企画課 025-280-5150 高知県 林業振興・環境部環境対策課 088-821-4524 富山県 生活環境文化部環境政策課 076-444-8727 福岡県 環境部環境保全課 092-643-3360 石川県 生活環境部環境政策課 076-225-1463 佐賀県 県民環境部環境課 0952-25-7774 福井県 安全環境部環境政策課 0776-20-0303 長崎県 環境部地域環境課 095-895-2356 山梨県 森林環境部環境整備課 055-223-1515 熊本県 環境生活部環境局循環社会推進課 096-333-2278 長野県 環境部資源循環推進課 026-235-7164 大分県 生活環境部循環社会推進課 097-506-3136 岐阜県 環境生活部環境管理課 058-272-8230 宮崎県 環境森林部環境管理課 0985-26-7085 静岡県 くらし・環境部環境政策課 054-221-3781 鹿児島県 環境林務部廃棄物・リサイクル対策課 099-286-2594 愛知県 環境局環境政策部水大気環境課 052-954-6215 沖縄県 環境部環境保全課 098-866-2236	千葉県	環境生活部廃棄物指導課	043-223-4658	徳島県	県民環境部環境指導課	088-621-2267
新潟県 県民生活・環境部環境企画課 025-280-5150 高知県 林業振興・環境部環境対策課 088-821-4524 富山県 生活環境文化部環境政策課 076-444-8727 福岡県 環境部環境保全課 092-643-3360 石川県 生活環境部環境政策課 076-225-1463 佐賀県 県民環境部環境課 0952-25-7774 福井県 安全環境部環境政策課 0776-20-0303 長崎県 環境部地域環境課 095-895-2356 山梨県 森林環境部環境整備課 055-223-1515 熊本県 環境主活部環境局循環社会推進課 096-333-2278 長野県 環境部資源循環推進課 026-235-7164 大分県 生活環境部循環社会推進課 097-506-3136 岐阜県 環境生活部環境管理課 058-272-8230 宮崎県 環境森林部環境管理課 0985-26-7085 静岡県 くらし・環境部環境同環境政策課 054-221-3781 鹿児島県 環境部環境保全課 098-866-2236 愛知県 環境局環境政策部水大気環境課 052-954-6215 沖縄県 環境部環境保全課 098-866-2236	東京都	環境局環境改善部環境保安課	03-5388-3471	香川県	環境森林部環境管理課	087-832-3219
富山県生活環境文化部環境政策課076-444-8727福岡県環境部環境保全課092-643-3360石川県生活環境部環境政策課076-225-1463佐賀県県民環境部環境課0952-25-7774福井県安全環境部環境政策課0776-20-0303長崎県環境部地域環境課095-895-2356山梨県森林環境部環境整備課055-223-1515熊本県環境生活部環境局循環社会推進課096-333-2278長野県環境部資源循環推進課026-235-7164大分県生活環境部循環社会推進課097-506-3136岐阜県環境生活部環境管理課058-272-8230宮崎県環境森林部環境管理課0985-26-7085静岡県くらし・環境部環境局環境政策課054-221-3781鹿児島県環境林務部廃棄物・リサイクル対策課099-286-2594愛知県環境局環境政策部水大気環境課052-954-6215沖縄県環境部環境保全課098-866-2236	神奈川県	環境農政局環境部大気水質課	045-210-4111	愛媛県	県民環境部環境局環境政策課	089-912-2347
石川県生活環境部環境政策課076-225-1463佐賀県県民環境部環境課0952-25-7774福井県安全環境部環境政策課0776-20-0303長崎県環境部地域環境課095-895-2356山梨県森林環境部環境整備課055-223-1515熊本県環境生活部環境局循環社会推進課096-333-2278長野県環境部資源循環推進課026-235-7164大分県生活環境部循環社会推進課097-506-3136岐阜県環境生活部環境管理課058-272-8230宮崎県環境森林部環境管理課0985-26-7085静岡県くらし・環境部環境局環境政策課054-221-3781鹿児島県環境林務部廃棄物・リサイクル対策課099-286-2594愛知県環境局環境政策部水大気環境課052-954-6215沖縄県環境部環境保全課098-866-2236	新潟県	県民生活・環境部環境企画課	025-280-5150	高知県	林業振興•環境部環境対策課	088-821-4524
福井県 安全環境部環境政策課 0776-20-0303 長崎県 環境部地域環境課 095-895-2356 山梨県 森林環境部環境整備課 055-223-1515 熊本県 環境生活部環境局循環社会推進課 096-333-2278 長野県 環境部資源循環推進課 026-235-7164 大分県 生活環境部循環社会推進課 097-506-3136 岐阜県 環境生活部環境管理課 058-272-8230 宮崎県 環境森林部環境管理課 0985-26-7085 静岡県 くらし・環境部環境局環境政策課 054-221-3781 鹿児島県 環境林務部廃棄物・リサイクル対策課 099-286-2594 愛知県 環境局環境政策部水大気環境課 052-954-6215 沖縄県 環境部環境保全課 098-866-2236	富山県	生活環境文化部環境政策課	076-444-8727	福岡県	環境部環境保全課	092-643-3360
山梨県森林環境部環境整備課055-223-1515熊本県環境生活部環境局循環社会推進課096-333-2278長野県環境部資源循環推進課026-235-7164大分県生活環境部循環社会推進課097-506-3136岐阜県環境生活部環境管理課058-272-8230宮崎県環境森林部環境管理課0985-26-7085静岡県くらし・環境部環境局環境政策課054-221-3781鹿児島県環境林務部廃棄物・リサイクル対策課099-286-2594愛知県環境局環境政策部水大気環境課052-954-6215沖縄県環境部環境保全課098-866-2236	石川県	生活環境部環境政策課	076-225-1463	佐賀県	県民環境部環境課	0952-25-7774
長野県 環境部資源循環推進課 026-235-7164 大分県 生活環境部循環社会推進課 097-506-3136 岐阜県 環境生活部環境管理課 058-272-8230 宮崎県 環境森林部環境管理課 0985-26-7085 静岡県 くらし・環境部環境局環境政策課 054-221-3781 鹿児島県 環境林務部廃棄物・リサイクル対策課 099-286-2594 愛知県 環境局環境政策部水大気環境課 052-954-6215 沖縄県 環境部環境保全課 098-866-2236	福井県	安全環境部環境政策課	0776-20-0303	長崎県	環境部地域環境課	095-895-2356
岐阜県 環境生活部環境管理課	山梨県	森林環境部環境整備課	055-223-1515	熊本県	環境生活部環境局循環社会推進課	096-333-2278
静岡県くらし・環境部環境局環境政策課054-221-3781鹿児島県環境林務部廃棄物・リサイクル対策課099-286-2594愛知県環境局環境政策部水大気環境課052-954-6215沖縄県環境部環境保全課098-866-2236	長野県	環境部資源循環推進課	026-235-7164	大分県	生活環境部循環社会推進課	097-506-3136
愛知県 環境局環境政策部水大気環境課 052-954-6215 沖縄県 環境部環境保全課 098-866-2236	岐阜県	環境生活部環境管理課	058-272-8230	宮崎県	環境森林部環境管理課	0985-26-7085
	静岡県	くらし・環境部環境局環境政策課	054-221-3781	鹿児島県	環境林務部廃棄物・リサイクル対策課	099-286-2594
三重県 環境生活部地球温暖化対策課 059-224-2368	愛知県	環境局環境政策部水大気環境課	052-954-6215	沖縄県	環境部環境保全課	098-866-2236
	三重県	環境生活部地球温暖化対策課	059-224-2368			